

網走市市税等収納代行業務委託 公募型プロポーザルに関する

質問回答書

番号	頁番号等	質問事項（内容）	回答
1	仕様書 P2 4(2)②・③手数料の 支払い方法	手数料の請求書や、収納金内訳書は当社の標準様式でよろしいでしょうか。	ご提案の対応で差し支えありません。
2	仕様書 P4 9(1)①市への速報 データの送付	「市への速報データの送付収納取扱店において市税等を収納した日の翌開庁日の午後に受信できるよう送付すること」とございますが、翌開庁日の15時に受信できれば、問題ないでしょうか。	ご提案の対応で差し支えありません。
3	仕様書 P4 9(1)③市への確報 データの送付	コンビニ毎にスケジュールが違うため「収納日毎の締切の翌日から起算して5日以内」の対応ができません。弊社のスケジュールが決まっておりますのでそのスケジュールに沿った対応となりますがよろしいでしょうか。	ご提案の対応で差し支えありません。
4	仕様書 P4 9(2)毎月の収納業務 予定表	20日が休日の場合は翌営業日でもよろしいでしょうか。	ご提案の対応で差し支えありません。
5	仕様書 P4 10(1)収納代行業者 から市へのデータ の送付方法	「市への速報データ、確報データ及び速報取消データは、これらのデータを送付すべき日の午後4時までに収納代行業者の電子情報処理機器等に登録しておく。」とございますが、収納代行業者が用意する管理画面からの取得で問題ございませんでしょうか。 その際はLGWAN による取得となりますでしょうか。 また収納データは代行会社の標準フォーマットでよろしいでしょうか。	データの取得は管理画面からの取得で差し支えありません。 取得については、LGWAN、インターネット両方からの取得に対応できます。
6	仕様書 P4 12(1)検査	「収納代行業者及びコンビニ本部並びにキャッシュレス決済事業者に・・・検査できる」とありますが、基本的にコンビニ本部・キャッシュレス決済事業者への検査は弊社で実施したのち、自治体様へは書面での提示となります。そのため事業者への検査の際は別途対応方法についてご相談とさせていただきますがよろしいでしょうか。	ご提案の対応で差し支えありません。

7	仕様書 P5 13(2)書類等の保存	済通知の保存期間は、各コンビニで保存期間が決まっており、最短5年、最長7年となっております。よろしいでしょうか。	内部で検討した結果、5年間の保存でも可とします。
8	仕様書 P5 13(2)書類等の保存	「収納代行業者及びコンビニ各本部並びにキャッシュレス決済事業者へ送付された納入済通知書は事故等に備えて領収印日付の属する年度の翌年度から起算して10年間保存する。」とございますが、基本的に保存期間を5年間とする自治体様が多くございます。10年間の保存義務について、コンビニ本部は対応可能なのでしょうか。可能であれば5年間に変更いただけないのでしょうか。	内部で検討した結果、5年間の保存でも可とします。